

## 意見聴取の通知

【法第50条, 規則第9条】

## 主な通知事項

※ 法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）  
 規則：公正取引委員会の意見聴取に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第1号）

① 予定される排除措置命令の内容, ② 公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用, ③ 意見聴取の期日及び場所, ④ 公正取引委員会の認定した事実を立証する証拠の標目

2週間から  
1か月程度

## 意見聴取官の氏名の通知【規則第14条】

公正取引委員会は、意見聴取を主宰する職員（意見聴取官）を指定したときは、氏名を通知しなければならない。

## 証拠の閲覧・謄写【法第52条, 規則第12条・第13条】

当事者は、証拠の標目に記載されている証拠について、閲覧又は謄写を求めることができる。

## 期日に先立つ書面等の提出【規則第16条】

意見聴取官は、当事者に対し、行う予定の質問、陳述する予定の意見及び証拠の提出を求めることができる。

## 期日（第1回）

【法第54条】

- 排除措置命令書の内容、主要な証拠についての審査官等からの説明
- 当事者が意見聴取官の許可を得て質問
- 当事者からの意見陳述、証拠提出

※意見聴取官が続行する必要があると認めるとき

2週間から  
1か月程度

## 意見聴取調書の作成、通知【法第58条, 規則第21条】

意見聴取官は、期日の経過を記載した意見聴取調書を作成し、その閲覧が可能である旨を通知する。

## 意見聴取調書の閲覧【法第58条, 規則第22条】

当事者は、意見聴取調書の閲覧を求めることができる。

## 期日に先立つ書面等の提出【規則第16条】

## 期日（第2回 最終）

【法第54条】

- 当事者からの意見陳述、証拠提出等

## 意見聴取調書及び意見聴取報告書の作成、通知

【法第58条, 規則第21条】

意見聴取官は、意見聴取に係る事件の論点を記載した意見聴取報告書を作成し、意見聴取報告書についても閲覧が可能である旨を通知する。

## 意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧【法第58条, 規則第22条】

当事者は、意見聴取調書及び意見聴取報告書の閲覧を求めることができる。

## 排除措置命令

【法第60条】

- 意見聴取調書及び意見聴取報告書の内容を十分に参酌して議決